

此花区老人福祉センター3施設共有部分清掃業務仕様書

(令和8年4月～令和9年3月)

①日常清掃

清掃場所	作業方法	毎日	適宜
1階 玄関ホール 2階 玄関ホール 1階2階 階 段 1～3階 EV ホール	・床面のダストモップ、ほうきまたは掃除機による清掃 ・手すりの水拭き ・出入口の扉・周辺のガラス(展示ケースを含む)、金属部分の拭き掃除(手の届く範囲) ・床面の汚れに応じて洗剤等を使用した清掃 ・壁面のから拭き ・フロアーマットの管理(乾燥・除塵)	○ ○ ○	○ ○ ○
1階 多目的トイレ	・床面をモップ等で水拭きのあと、拭き取り ・壁面タイル及び鏡の磨きあげ ・便器・洗面所等の衛生陶器・器具の洗浄及びから拭き ・側溝、トラップの清掃、手すりの水拭き ・汚物入れ・ごみ箱の清掃と内容物の除去 ・扉・窓の拭き掃除 ・床面の汚れに応じて洗剤等を使用した清掃 ・ペーパー、石鹼水、防臭剤等、衛生消耗品の補充	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○
1階 玄関ポーチ 2階 玄関ポーチ	・床面の拭き掃除 ・床面の汚れに応じて洗剤等を使用した清掃	○	○
1階 自転車置き場 2階 自転車置き場 2階 屋外階段	・荒ごみ掃除 ・落葉・側溝の掃除	○	○
施設案内等表示物	・水拭き掃除 ・表示物の汚れに応じて洗剤等を使用した清掃	○	○

②定期清掃

1階 玄関ホール 2階 玄関ホール 1階2階 階 段 1～3階 EV ホール	・床面のダストモップ・ほうきまたは掃除機による清掃 ・床面の洗剤とポリッシャーによる洗浄(汚れに応じて剥離剤を使用のこと)	6カ月に1回
---	--	--------